

報道機関 各位

物品・業務委託等業者に対する指名停止措置について
(名古屋市の入札における独占禁止法違反事案)

このことについて、下記のとおり指名停止の措置を行いましたのでお知らせします。

記

1 指名停止業者

- (1) 株式会社魚国総本社 大阪府大阪市中央区道修町1-6-19
(2) 葉隠勇進株式会社 東京都港区芝4-13-3

2 指名停止の期間

株式会社魚国総本社 : 令和6年6月7日から令和6年12月6日まで (6か月)

葉隠勇進株式会社 : 令和6年6月7日から令和6年9月6日まで (3か月)

※ 葉隠勇進株式会社については、事件の真相究明への協力により課徴金が減額されたため、期間を2分の1とする。

3 指名停止の理由

名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことが、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第12号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

<参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱

別表 指名停止基準第12号(独占禁止法違反行為)

指名停止事由
12 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問合せ先

会計局会計課 課長補佐 小林 恵美子

電話 630-2724

報道監 会計局会計課長 村上 裕樹